

ISSUE BRIEF

平成 25 年度税制改正案の概要

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 773 (2013. 3. 7.)

はじめに	6 復興支援のための税制上の対応
I 税制改正論議の経過等	7 その他
1 消費税増税関連法の成立	III 論評と今後の論点
2 平成 25 年度税制改正の議論	1 論評
II 与党大綱の内容	2 今後の論点
1 基本的考え方	おわりに
2 個人所得課税	
3 資産課税	
4 法人課税	
5 自動車・住宅関連税制	

平成 25 年度税制改正大綱（以下「与党大綱」）が、平成 25 年 1 月 24 日に決定され、平成 25 年度の税制改正の方向性が示された。

平成 24 年 12 月に誕生した安倍政権は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「3本の矢」により、長引くデフレ・円高を脱却し、雇用や所得の拡大を目指している。

与党大綱は、基本的考え方として、上記 3本の矢により、これまでの「縮小均衡の分配政策」から「成長と富の創出の好循環」へと転換させ、「強い経済」を取り戻すことに全力で取り組むとしている。

本稿では、税制改正論議の経過等と与党大綱の内容を概観した上で、論評や今後見込まれる論点について整理を行う。

財政金融課

かじ よしたか
(梶 善登)

調査と情報

第 773 号

はじめに

平成 24 年 12 月 16 日に行われた第 46 回衆議院議員総選挙により自由民主党（以下「自民党」）が衆議院で第一党となり、12 月 26 日に安倍政権が発足した。これに伴い平成 25 年度税制改正の議論は、それまでの民主党政権における民主党税制調査会及び政府税制調査会の主導によるものから、自民党税制調査会（以下「党税調」）及び与党税制協議会の主導によるものへと移行した。平成 25 年 1 月 24 日に自民、公明両党による「平成 25 年度税制改正大綱¹」（以下「与党大綱」）が決定され、その具体的内容を中心とする「平成 25 年度税制改正の大綱²」が 1 月 29 日に閣議決定された。

平成 25 年度税制改正に伴う増減収見込額（巻末の表 A、B）について、国税関係は、初年度は減税が先行するため▲2360 億円の純減税（うち法人課税は▲2400 億円）、平成 26 年度以降（平年度）は増税される部分があり▲1520 億円の純減税（うち個人所得課税及び資産課税は+1920 億円の純増税、法人課税は▲3320 億円の純減税）である。前年度改正の増減収見込額³（初年度+177 億円の純増税、平年度+3030 億円の純増税）と比較して、企業向けを中心に減税となっており、消費税増税に向けた環境整備とともに安倍政権の経済政策を反映したものとなっている。

本稿では、税制改正論議の経過等と与党大綱の内容を概観した上で、その論評や今後見込まれる論点について整理を行う。

I 税制改正論議の経過等

1 消費税増税関連法の成立

政府・与党は平成 24 年 1 月 6 日に「社会保障・税一体改革素案」を決定し、同素案は 2 月 17 日に「社会保障・税一体改革大綱」として閣議決定された⁴。同大綱では、社会保障財源の確保のため消費税率を 2 段階に分けて引き上げ、低所得者対策として給付付き税額控除⁵の導入を検討し、低下した所得再分配機能の回復を図るため高所得者層に一定の負担増を求めることとされた。同大綱の内容を反映した消費税増税関連 2 法案が 3 月 14 日から民主党内で審査されたが増税に慎重な意見もあり、政府・与党間で景気弾力条項等について調整が難航した⁶。同 2 法案は 3 月 30 日に閣議決定され、同日国会に提出された。野

※本稿は、平成 25 年 2 月 21 日時点までの情報を基にしている。インターネット情報の最終アクセス日についても同日時点である。

¹ 自由民主党・公明党『平成 25 年度税制改正大綱』（平成 25 年 1 月 24 日）<http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf085_1.pdf>

² 『平成 25 年度税制改正の大綱』（平成 25 年 1 月 29 日閣議決定）<http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2013/250129taikou.pdf>

³ 「平成 24 年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額」財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2012/24zougensyuu.pdf>; 「平成 24 年度地方税及び地方譲与税収入見込額（未定稿）」総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/main_content/000140637.pdf>

⁴ 「社会保障・税一体改革素案」（平成 24 年 1 月 6 日政府・与党社会保障改革本部決定）<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/seihu_yotou/240106kettei.pdf>; 「社会保障・税一体改革大綱」（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）<<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kakugikettei/240217kettei.pdf>>

⁵ 給付付き税額控除や軽減税率等の消費税増税に伴う低所得者対策については、加藤慶一「消費税の逆進性と緩和策—消費税をめぐる論点①—」『調査と情報—Issue Brief—』749 号, 2012.4.17. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_348872_po_0749.pdf?contentNo=1>を参照。

⁶ 「消費税増税法案党内審査始まる 内憂民主はや紛糾」『日本経済新聞』2012.3.15; 「増税「数値目標」火種

田佳彦首相（当時）は、社会保障と税の一体改革を政権の最重要課題と位置付け、関連法案の成立に政治生命を懸けると表明した⁷。

消費税増税関連 2 法案⁸は、5 月 11 日に衆議院本会議において趣旨説明が行われ、同院に設置された社会保障と税の一体改革に関する特別委員会に 5 月 16 日に付託された。国会審議では、消費税増税分の使途や景気弾力条項、低所得者対策などで政府と野党との意見が対立した。6 月 8 日には民主、自民、公明 3 党による修正協議が開始され、6 月 15 日に合意された。3 党合意⁹において、低所得者対策として給付付き税額控除に加えて消費税の複数税率（軽減税率）も検討することとされ、所得税の累進性の強化や相続税・贈与税の見直しについては先送りとなり、平成 25 年度税制改正において必要な法制上の措置を講ずることとされた。また、消費税増税時の住宅取得対策についても平成 25 年度以降の税制改正等により検討することとされた。3 党合意を経て、消費税増税関連 2 法案は、6 月 26 日に衆議院本会議で修正議決された。同 2 法案は、7 月 13 日に参議院本会議において趣旨説明が行われ、同院に設置された社会保障と税の一体改革に関する特別委員会において 7 月 18 日から質疑が行われ、8 月 10 日に参議院本会議で可決成立した。

2 平成 25 年度税制改正の議論

（1）民主党税制調査会・政府税制調査会による議論

平成 21 年の政権交代後、民主党は、政策決定の内閣一元化に沿って、民主党税制調査会を廃止していたものの、平成 23 年 9 月に発足した野田政権下において、これを復活させた¹⁰。民主党税制調査会は、平成 24 年 8 月に平成 25 年度税制改正の議論を開始し、8 月 21 日に「平成 25 年度税制改正にかかる基本方針¹¹」を決定した。同方針において、民主党は、消費税増税関連 2 法や 3 党合意での方向性に従い、「公平・透明・納得」の税制、「支え合い」のために必要な費用を分かち合う税制を築くこと等を目指し、所得税・資産課税の見直し、租税特別措置の見直し、消費税増税関連 2 法の検討課題等に取り組むなどとする考えを示した。

平成 24 年 9 月には、各省庁により税制改正要望がまとめられ、そこには消費税増税による需要減少の見込みを踏まえ、住宅や自動車の販売への影響を抑える減税要望がみられた¹²。10 月から 11 月まで 7 回にわたって政府税制調査会が開催され、各省庁や団体からのヒアリング、地方団体との意見交換、租税特別措置の適用実態の調査等がなされた。

残す 景気次第で反対再燃も』『日本経済新聞』2012.3.28.

⁷ 「日本アカデメイア主催「野田総理との第 1 回交流会」野田総理スピーチ」（平成 24 年 3 月 24 日）首相官邸ホームページ <<http://www.kantei.go.jp/jp/noda/statement/2012/0324academeia.html>>

⁸ ここでは社会保障と税一体改革関連法案のうち、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」（第 180 回国会閣法第 72 号）（平成 24 年法律第 68 号として成立。法律名の修正あり。）、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案」（第 180 回国会閣法第 73 号、平成 24 年法律第 69 号として成立）の 2 法案をいう。

⁹ 「税関係協議結果」2012.6.15. 民主党ホームページ <<http://www.dpj.or.jp/download/7219.pdf>>

¹⁰ 松浦茂「平成 24 年度税制改正案の概要」『調査と情報－Issue Brief－』734 号、2012.1.31, p.3. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3382438_po_0734.pdf?contentNo=1>

¹¹ 民主党税制調査会『平成 25 年度税制改正にかかる基本方針』2012.8.21. <<http://www.dpj.or.jp/download/7764.pdf>>

¹² 「来年度税制改正要望 消費増税前 減税ずらり 住宅・車の扱い焦点」『日本経済新聞』2012.9.6.

(2) 自民党税制調査会・与党税制協議会による議論

野田政権では、民主党税制調査会と閣僚等で構成される政府税制調査会とが並行して税制改正の議論を進めたが¹³、自・公連立政権に交代してからは、平成 21 年の政権交代以前と同様、党が主導することとなった。平成 24 年 12 月の総選挙後、平成 25 年 1 月 7 日の党税調総会から税制改正の議論が本格化し¹⁴、1 月 9 日に自民、公明両党による与党税制協議会の初会合が開かれた¹⁵。1 月 16 日に自民、公明、民主 3 党による協議が始まり、高所得者層への課税強化等が議論され、1 月 22 日に所得税及び相続税の増税案について合意がなされた¹⁶。

II 与党大綱の内容

1 基本的考え方

安倍政権は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「3本の矢」により、長引くデフレ・円高を脱却し、雇用や所得の拡大を目指すとしている¹⁷。与党大綱では、基本的考え方として、上記 3 本の矢により、これまでの「縮小均衡の分配政策」から「成長と富の創出の好循環」へと転換させ、「強い経済」を取り戻すことに全力で取り組むとしている。そして、民間投資や雇用を喚起し、持続的成長を可能とする成長戦略に基づき政策税制措置を大胆に講ずるとした。また、消費税率引上げに対応する措置や東日本大震災からの復興への支援への措置を講ずるとしている（与党大綱（以下本文引用において「大綱」）、p.1）。

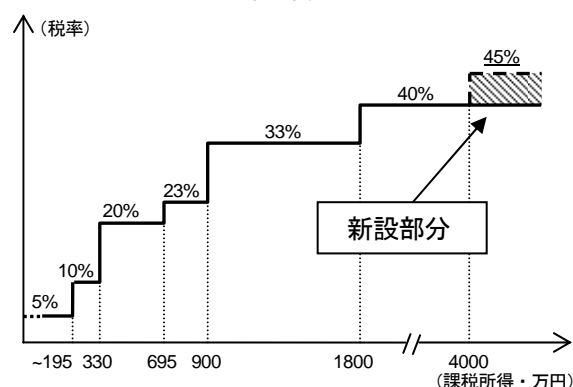
2 個人所得課税

(1) 所得税の最高税率の引上げ

与党大綱では、所得税については、これまでの大幅な累進緩和の結果としてフラット化が進み、格差拡大の傾向がみられる中で、所得再分配機能が低下しているとされた。消費税率の引上げや平成 25 年 1 月からの復興特別所得税による負担増等にも配慮し、特に高い所得階層に絞って一定の負担増を求めることとし、平成 27 年から現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得 4000 万円超について 45%の税率を設けるとした（大綱、pp.4, 10、図 1 参照）。

改正案により所得税増税の対象となるのは所得税の納税者数（約 5000 万人）の 0.1%に当たる約 5 万人であり、税収増は平年度べ

図 1 税制改正案による所得税率の構造
(平成 27 年以降)



(出典)筆者作成。

¹³ 「民主党税制調査会 政府と並行、改正論議を主導」『日本経済新聞』2012.8.22.

¹⁴ 「自民税調その力の源」『日本経済新聞』2013.1.13.

¹⁵ 「税制改正大綱へ きょう初協議 軽減税率、自公に隔たり」『日本経済新聞』2013.1.9.

¹⁶ 「富裕層増税 調整大詰め 与野党協議 対象者線引き焦点」『日本経済新聞』2013.1.18; 「自公民 所得・相続増税で合意」『日本経済新聞』2013.1.23.

¹⁷ 「基本方針」(平成 24 年 12 月 26 日閣議決定) <<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2012/1226kihonhousin.html>>

ースで 590 億円（巻末の表 A 参照）となる。なお、対象となる課税所得と税率について、民主党は平成 24 年の政府案において 5000 万円超に 45%、公明党は与党税制協議会での議論において 3000 万円超に 45%、5000 万円超に 50%としていた。

（２）少額投資非課税制度（日本版 ISA）の導入等

上場株式の配当や譲渡益などに対し、特例として軽減税率 10%（本則 20%）が適用される証券優遇税制が平成 25 年末で終了することを背景とし、平成 26 年 1 月から導入される少額投資非課税制度（日本版 ISA¹⁸）が拡充された。同制度では、制度開始から 10 年以内に開設した非課税口座において、新たに購入した上場株式や投資信託の金額が毎年 100 万円以内であれば、保有から 5 年目まで配当や譲渡益について非課税となる（大綱, pp.20-22）。

また、金融所得課税については、公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲の拡大等の金融所得課税の一体化の拡充がなされた（大綱, pp.10-20）。

3 資産課税

（１）相続税の見直し

与党大綱では、相続税について、地価が大幅に下落する中においても、バブル期の地価上昇に対応した基礎控除や税率構造の水準が据え置かれてきた結果、課税割合が低下するなど富の再分配機能が低下していることが指摘された（大綱, p.4）。基礎控除が縮小（表 1 参照）されるとともに、最高税率が 55%に引き上げられる等、税率構造の見直し（図 2 参照）がなされた（大綱, pp.44-45）。現行での相続税の課税対象は、亡くなった人の 4.2%であるが、改正案の基礎控除の縮小により 6%程度に増加し、増税の対象者は地価の高い東京都など都市部に集中するという¹⁹。

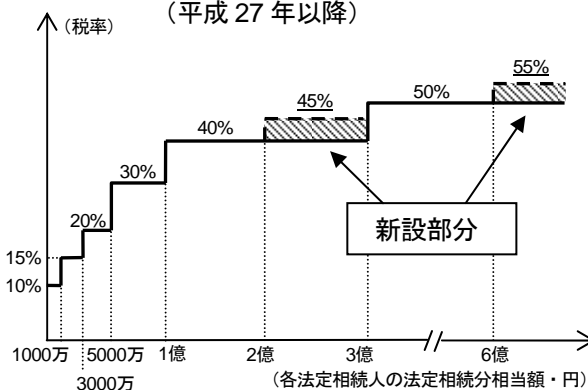
相続税の基礎控除と税率構造の見直しによる急激な負担増を避けるため、特定居住用宅地等の評価に係る特例（土地の評価額を 8 割減等）の適用対象面積が、現行の 240 m²から 330 m²までの部分に拡充された。東京の都心部にある一般的な宅地の多くが特例の対象になるとみられる²⁰。そのほか、居住用宅地と事業用宅地の完全併用を可能としたり、建物内部でつながっていない 2 世帯住宅も特例の

表 1 相続税の基礎控除

	現行	改正案
定額控除	5000万円	3000万円
法定相続人数 比例控除	1000万円× 法定相続人数	600万円× 法定相続人数

（出典）筆者作成。

図 2 税制改正案による相続税率の構造（平成 27 年以降）



（出典）筆者作成。

¹⁸ 少額投資非課税制度は、イギリスの個人貯蓄口座（ISA : Individual Savings Accounts）制度を参考にしたもので、日本版 ISA と呼ばれている。金融庁「平成 25 年度税制改正要望項目」（平成 24 年 10 月）<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2012/_icsFiles/afiedfile/2012/10/23/24zen2kai2.pdf>

¹⁹ 「富裕層増税 15 年 1 月 相続税、都市部に配慮も」『日本経済新聞』2013.1.25.

²⁰ 「こうなる税制改正 2013 ⑧相続増税 宅地特例で都市部に配慮」『日本経済新聞』2013.2.7.

対象となる（大綱, p.45）。

（２）教育資金に係る一括贈与の非課税措置

我が国の個人金融資産は約 1500 兆円であり、その多くは高齢者に偏在しているといわれる²¹。与党大綱では、高齢者の保有する資産を現役世代に対して、より早期に移転させ、その有効活用を通じて「成長と富の創出の好循環」につなげるため、子や孫等に一括贈与する教育資金への非課税措置がとられた（大綱, p.4）。30 歳未満の受贈者 1 人当たり 1500 万円までの教育資金について、平成 25 年 4 月から平成 27 年末までの間、信託会社等の金融機関に受贈者名義の口座を開設して管理を委託する信託契約を結び、その使途を入学費等の教育費に限る場合、贈与税が非課税となる。なお、受贈者が 30 歳に達した場合、残額には贈与税が課され、受贈者が死亡した場合、残額には贈与税が課されない（大綱, pp.49-50）。

（３）相続時精算課税制度の適用要件の緩和等

相続時精算課税制度の適用要件が緩和され、受贈者の範囲に現行の推定相続人に加えて 20 歳以上である孫が追加され、また、贈与者の年齢要件が現行の 65 歳以上から 60 歳以上に引き下げられた（大綱, p.47）。さらに、相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構造について見直しが行われている（大綱, pp.46-47）。

（４）事業承継税制の拡充

平成 21 年に創設（適用は平成 20 年 10 月に遡及）された事業承継税制（非上場株式等に係る相続税、贈与税の納税猶予制度）は、中小企業の経営者が事業を後継者へと円滑に承継できるよう設けられた税制上の特例である。経済産業大臣の認定を受けた非上場の中小企業を対象とし、現経営者の親族である後継者が取得した非上場株式等について、相続税又は贈与税の納税がそれぞれ 80%又は 100%猶予される。後継者が死亡したり会社が倒産した場合などには納付が全額免除されるが、後継者が猶予対象の非上場株式等を譲渡した場合などには利子税とあわせて納付しなければならない。

現行の事業承継税制については、申告期限後 5 年間にわたり雇用を 8 割以上維持しなければならない等適用要件が厳しく、また、手続きが煩わしいことや税務上のメリットが少ないこと、後継者が親族に限られていること等が問題点として指摘されており²²、経済産業大臣による認定件数は適用開始から平成 24 年 9 月までで 549 件にとどまっていた²³。

与党大綱では、親族要件を撤廃して親族外承継を認めたり、贈与時の現経営者の役員退任要件を代表権の返上に緩和したり、雇用確保要件について 5 年間の平均で 8 割以上維持に緩和したりするなどの使いやすくなるための見直しが行われている（大綱, pp.47-49）。

4 法人課税

（１）研究開発税制の拡充

研究開発税制は、製品の開発や技術改良に係る試験研究費等の一定割合の金額を当該事業年度の法人税額から控除する制度である。与党大綱では、研究開発税制である試験研究

²¹ 文部科学省「平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設）」 <http://www.cao.go.jp/zei-cho/youbou/2013/doc/mext/25y_mext_k_08.pdf>

²² 事業承継税制の問題点を指摘したものとして、次のものがある。久米和夫・後藤次郎「事業承継税制に関する一考察」『四国大学経営情報研究所年報』（17），2012.2，pp.89-101；小池正明「相続税・贈与税の納税猶予制度の問題点を検討 非上場株式等に係る事業承継税制」『税研』28(3)，2012.9，pp.40-45 等。

²³ 相続税 381 件、贈与税 168 件。経済産業副大臣「事業承継税制の見直しについて」（平成 24 年 11 月） <http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2012/_icsFiles/afieldfile/2012/12/26/24zen5kai8.pdf>

費の総額に係る税額控除制度、特別試験研究に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制等において拡充がなされ、2年間の時限措置として、税額控除の上限が当期の法人税額の20%から30%に引き上げられた（大綱, p.64）。同制度では、平成21年度から平成23年度までの間も同様に控除の上限が30%に引き上げられており、企業に好評だったといわれる²⁴。

（２）生産等設備投資促進税制の創設

国内の産業空洞化対策として、国内の設備投資を喚起する特例（生産等設備投資促進税制）が、平成25年4月から2年間の時限措置として創設される。与党大綱では、青色申告書を提出する法人について、国内の設備投資額を前事業年度から10%超増加させ、かつその額が減価償却費を上回った場合、法人税額の20%を上限として、機械装置の取得価額の3%を法人税額から税額控除するか、又はその30%を特別償却²⁵することができることとされた（大綱, pp.62-63）。

（３）所得拡大促進税制の創設及び雇用促進税制の拡充

企業による雇用・労働分配（給与等支給）を拡大するための税制措置（所得拡大促進税制）が、平成25年4月から3年間の時限措置として創設される。与党大綱では、青色申告書を提出する法人について、国内雇用者に対して支給する雇用者給与等支給額が、基準事業年度²⁶を5%以上上回り、かつ雇用者給与等支給額及び平均給与等支給額が前事業年度を下回らないことを条件に、雇用者給与等支給額の増加額の10%（中小企業は20%）を法人税から税額控除できることとされた。ただし、税額控除の上限は、法人税額の10%（中小企業は20%）である（大綱, p.63）。減税額は平年度ベースで1050億円（巻末の表A参照）となり、単純な逆算によると給与総額は1年間で約1兆円増加するという²⁷。

また、雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度（雇用促進税制）について、増加雇用者1人当たりの税額控除限度額が現行の20万円から40万円に引き上げられる等の拡充がなされる（大綱, p.65）。

なお、所得拡大促進税制と雇用促進税制とは、いずれかの選択適用となっている。

（４）グリーン投資減税の拡充

与党大綱では、再生可能エネルギーや省エネの関連設備に投資した場合に適用されるグリーン投資減税も拡充された。太陽光や風力等の関連設備の減価償却を一括して行える特例措置が平成24年度末から2年間延長され、対象設備に熱と電気を同時に生み出せるコージェネレーション（熱電併給）設備が追加された。また、電気自動車や急速充電設備等を導入した企業が投資額の30%を特別償却できる制度についても、平成25年度末から2年間延長される（大綱, p.64）。

（５）中小企業向け設備投資促進税制の創設

与党大綱では、本節(1)から(3)までの項目において、中小企業に対し大企業よりも税額控

²⁴ 「研究開発への投資優遇」『朝日新聞』2013.1.25.

²⁵ 特別償却とは、一定の政策目的を達成するために、税法で認められる減価償却限度額を超えて減価償却を認めるものである。初年度の償却額が激増し、所得額と税額がその分だけ減少する。この税額の減少分は実質的には無利子の融資と同じであり、企業はそれを自己資金として事業の拡大発展のために利用することができる。また、減価償却を耐用年数よりも短期間で完了することができ、資産の更新も普通よりも早めに行うことができる。金子宏『租税法（第17版）』弘文堂、2012、pp.318-319.

²⁶ 平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度をいう。

²⁷ 「こうなる税制改正2013 ⑤雇用促進税制」『日本経済新聞』2013.2.2; 「法人税、賃上げすると下がるの？効果、黒字企業に限られる」『朝日新聞』2013.2.5.

除の額やその上限を高くしたり、地方税である法人住民税や法人事業税においても適用したりするなどの措置がとられている（大綱, pp.65-66）。これらのほか、与党大綱では、平成 25 年 4 月から 2 年間の時限措置として、商業・サービス業・農業を営む中小企業の経営改善に向けた設備投資を促進する税制が創設される。商工会議所等から経営改善に関する指導及び助言を受けた中小企業が、店舗の改修等に伴い 1 台 30 万円以上の備品や 60 万円以上の建物付属設備の取得等をして指定事業²⁸の用に供した場合、その取得価額の 7% を法人税額から税額控除するか、又はその 30% を特別償却することができることとされた。ただし、控除税額は当期の法人税額の 20% を限度とし、控除限度超過額については 1 年間の繰越しができる（大綱, pp.63-64）。

（6）中小企業の交際費の損金算入の特例の拡充

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）は、資本金 1 億円超の企業について交際費等の損金算入を一切認めず、資本金 1 億円以下の企業については、交際費等のうち定額控除限度額である年額 600 万円の範囲内でその 90% の損金算入を認めている²⁹。与党大綱には、この定額控除限度額を年額 800 万円まで引き上げるとともに、その範囲内での全額を損金の額に算入できる措置が盛り込まれている（大綱, p.67）。景気低迷を背景に企業の交際費がピーク時の半分以下まで落ち込み、地方の繁華街の低迷につながっているといわれており、中小企業の交際費特例を拡充させることで地域経済の活性化を期待する意見を反映したという³⁰。

5 自動車・住宅関連税制

（1）自動車取得税及び自動車重量税の方向性

自動車取得税は、道路目的税として昭和 43 年度に創設された地方税であり、都道府県から税収（徴収取扱費 5% 控除後）の 70% が市町村（特別区含む）に、30% が政令指定都市にそれぞれ交付される。同税は、平成 21 年に道路特定財源の一般財源化に伴い目的税から普通税に改正された。自動車重量税は、道路整備計画の財源拡充のために昭和 46 年に創設された国税であり、税収の 40.7% が自動車重量譲与税として国から市町村（特別区含む）に譲与される。

これら自動車 2 税は、平成 24 年度の税制改正大綱の決定に当たり、その廃止が最大の焦点となった³¹。消費税増税関連 2 法においても、消費税率の引上げを踏まえ安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から見直しを行うとされている³²。自動車業界は、自動車 2 税について道路特定財源でなくなり課税根拠を失ったこと、二重課税となっていることから両税の廃止を要望していた³³。一方、自動車 2 税の廃止により地方公共団体は自動車重量譲与税（2862 億円）及び自

²⁸ 指定事業とは、卸売業、小売業、サービス業及び農林水産業をいい、これらのうち性風俗関連特殊営業及び風俗営業に該当する一定の事業は除外される。

²⁹ 金子 前掲注(25), pp.346-347.

³⁰ 「中小企業 交際費特例拡充」『産経新聞』2013.1.25.

³¹ 松浦 前掲注(10), pp.7-8.

³² 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）第 7 条第 1 号カ。

³³ 日本自動車工業会「会長会見 平成 25 年度税制改正要望について」2012.9.20. <http://release.jama.or.jp/sy/s/interview/detail.pl?item_id=780>

自動車取得税（2068 億円）による税収計 4930 億円³⁴を失うこととなるため、全国知事会等が具体的な代替税財源が示されなければ見直しは認められないと廃止に反対していた³⁵。

与党大綱では、自動車 2 税について次の方向性を示すにとどまり、平成 26 年度税制改正で具体的な結論を得るとして先送りされた。すなわち、自動車取得税は、①2 段階で引き下げることとし消費税率 10%の時点で廃止する、②消費税率 10%の段階で、自動車税³⁶においてグリーン化の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から課税を実施し、他に確保した安定的な財源と合わせて地方財政への影響を及ぼさないとされた。また、自動車重量税は、①エコカー減税制度の基本構造を恒久化し、消費税率 8%の段階では燃費性能等に応じて軽減する等の措置を講じる、②原因者負担・受益者負担としての性格を明確化するため、その税収について道路の維持管理・更新等のための財源と位置付けるとされた（大綱, pp.6-7、表 2 参照）。

表 2 180 万円の自動車を購入した場合の自動車諸税の額

時期	消費税	自動車取得税	自動車重量税	自動車税
現行	9万円 (税率5%)	8万1,000円 (税率5%)	3万6,900円 (3年分)	3万9,500円
平成26年 4月	14.4万円 (同8%)	税率を 引き下げ	エコカー減税を 拡充・恒久化	同上
平成27年 10月	18万円 (同10%)	廃止		増税の可能性

(出典)「車取得税15年10月廃止」『毎日新聞』2013.1.25から筆者作成。なお、自動車は、重量1.5トン、排気量1.8ℓの場合。

自動車取得税は今後廃止とされたものの、自動車重量税の税収については「道路の維持管理・更新等のための財源として位置づけ」という表現などがなされ、これに対し、自民党内で批判がみられた³⁷。

(2) 住宅ローン減税制度の延長・拡充

消費税増税に伴う税負担の緩和等を目的に、これまでの住宅ローン減税制度（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）について、その適用期限が平成 25 年末から平成 29 年末入居まで 4 年間延長されるとともに、各年の控除限度額の拡充等がなされた。

住宅ローン減税では、入居後 10 年間にわたり、住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）に対し控除率（1%）を乗じた額が所得税額から控除される。与党大綱では、平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月末までに入居した場合、借入限度額を 4000 万円、各年の控除限度額を 40 万円とし、10 年間で最大 400 万円（現行制度では平成 25 年末までに入居の場合、最大 200 万円）が所得税から控除される。また、耐久性や耐震性、省エネ性能が高く一般住宅より寿命が長い認定長期優良住宅等に入居する場合、借入限度額に

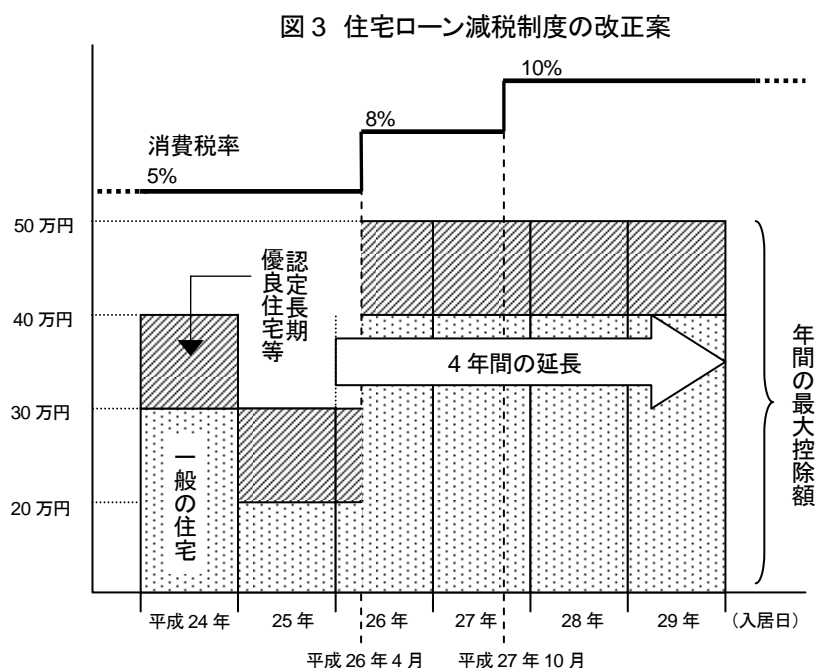
³⁴ それぞれ平成 24 年度予算ベースの数値。財務省主税局『平成 24 年度租税及び印紙収入予算の説明（第 180 回国会）（未定稿）』（平成 24 年 1 月）p.21. <http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/budget_explanation/008a24a.pdf>; 総務省『平成 24 年度地方税及び地方譲与税収入見込額（未定稿）』（平成 23 年 12 月 24 日）p.2. <http://www.soumu.go.jp/main_content/000140637.pdf>

³⁵ 地方六団体「平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算に係る要請について」（平成 25 年 1 月 8 日）<<http://www.nga.gr.jp/news/2013/post-945.html>>

³⁶ 自動車税とは、昭和 25 年に創設された都道府県により課される地方税であり、自動車の種別、排気量に応じて税率が設定される。平成 13 年度から、環境負荷の小さい自動車の税率を軽減し、環境負荷の大きい自動車の税率を重くする特例措置（自動車税のグリーン化）がとられている。

³⁷ 平成 25 年 1 月 24 日の党税調の総会において、自動車重量税の税収を道路特定財源とするような表現に反発が相次ぎ、野田毅党税調会長は、党総務会で「特定財源でなく一般財源」とする説明資料を提出した。その後、2 月 1 日収録の放送番組で野田会長は、自動車重量税について「道路の維持・補修に主に使いたい」と発言している。「道路財源」火種残す 復活巡り 自民紛糾『読売新聞』2013.1.25; 「重量税「道路に使う」」『朝日新聞』2013.2.2.

1000万円が上乗せされ、各年の控除限度額は10万円増加することとなる(大綱, pp.23-31、図3参照)。



(注) 平成 25 年末までは現行制度である。現行制度において、年間の最大控除額は、一般の住宅の場合で、平成 23 年末までに入居 40 万円、24 年末 30 万円、25 年末 20 万円と漸減する。認定長期優良住宅等の場合 10 万円が上乗せされる。

(出典) 「こうなる税制改正 2013 ①住宅ローン減税」『日本経済新聞』2013.1.26 を参考に筆者作成。

現行では、住宅ローン減税による最大控除額まで所得税額が控除されない者について、所得税から控除しきれない額が個人住民税から控除されている。与党大綱では、この額が引き上げられ、所得税の課税総所得金額等の 5% (最高 9.75 万円) から 7% (最高 13.65 万円) となった (大綱, pp.31-32)。この措置による平成 27 年度以降の個人住民税の減収分は、全額国費で補てんされる (大綱, p.5)。

さらに、所得税に加え個人住民税による減税措置によっても効果が限定的である層については、平成 29 年末まで適切な給付措置を講じ、消費税の負担増を緩和することとされた (大綱, p.5)。この適切な給付措置について、今後、給付額や適用対象年収等の詳細が議論される見込みである³⁸。

6 復興支援のための税制上の対応

与党大綱では、東日本大震災からの復興は国民の悲願であることから、次のような措置がとられる。まず、高台移転を更に推進するため、一定の要件を満たす防災集団移転促進事業において行われる土地の買取りに係る譲渡所得に対し、5000 万円の特別控除を可能とする制度が創設される (大綱, p.32)。また、被災者による再建住宅の取得等に係る住宅ローン減税については、被災地以外を上回る拡充がなされ、平成 26 年 4 月から平成 29 年末までの間、住宅ローン減税の最大控除額 (10 年間) が現行の最大 360 万円から最大 600

³⁸ 「こうなる税制改正 2013 ①住宅ローン減税」『日本経済新聞』2013.1.26.

万円に引き上げられる（大綱, p.31）。

そのほか、福島県において避難解除区域等への企業誘致を促進するため、被災者を雇用する場合の税額控除制度、及び設備投資を行う場合に即時償却や税額控除ができる制度について、新たに同区域等に進出する企業が同様の措置の適用を受けることができるなどの措置がとられている（大綱, pp.68-70 等）。また、地方税については、東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域の一部における土地及び家屋について、固定資産税及び都市計画税を免除する措置等の適用期限を1年間延長するなどとされている（大綱, p.51 等）。

7 その他

（1）延滞税、利子税等の引下げ

税金を法定納期限内に納付しない場合、遅延損害金に相当する延滞税が、また、延納した場合、利息に相当する利子税がそれぞれ課される。延滞税及び利子税について、平成11年度税制改正以来14年ぶりに引き下げられる。今後、消費税の増税分を価格に転嫁できず、経営が悪化する中小企業が増加すると見込まれており、これらの措置はこうした中小企業の負担を削減することが狙いとされている³⁹。また、国からの還付金等に付加される還付加算金についても引き下げられ、地方税の延滞金、還付加算金についても同様の措置が講じられる（大綱, pp.84-86）。

（2）消費税の転嫁の措置

消費税増税に当たり、下請けとなる中小企業には、納入先の大企業と比べて価格交渉等で弱い立場にあり、増税分を価格に転嫁できないという懸念が強いという⁴⁰。与党大綱では、円滑かつ適正な転嫁を確保するため、独占禁止法（昭和22年法律第54号）及び下請法（昭和31年法律第120号）の特例に関する法制上の措置の具体化を含め、強力な実効性のある転嫁対策を実現するとしている⁴¹。そのほか、政府は、相談窓口を設けて不公正な行為を監視し取り締まる方針である。

（3）見送ることとされた項目

自民党が平成24年12月の総選挙の公約に掲げていた所得税における年少扶養控除の復活については、新児童手当の削減を必要とし、その手続きに時間を要することから、平成26年以降に先送りされた⁴²。そのほか、たばこ税は葉タバコ農家の経営への配慮から増税が、ゴルフ場利用税は地方公共団体の財源確保の観点から廃止が、それぞれ見送られた⁴³。

³⁹ 「延滞税率下げ 中小の負担減 14年1月から」『朝日新聞』2013.1.25.

⁴⁰ 「消費税増税 中小の価格転嫁 支援へ統一組織」『日本経済新聞』2013.1.17, 夕刊。また、消費税の転嫁の論点については、加藤慶一「消費税の転嫁に関する議論—消費税をめぐる論点④—」『調査と情報－Issue Brief－』759号, 2012.9.4. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3531529_po_0759.pdf?contentNo=1>を参照。

⁴¹ 平成25年3月中旬、第183回国会に「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための特定事業者による消費税の転嫁の拒否等の行為の是正等に関する特別措置法案（仮称）」が提出される予定である。

⁴² 「年少扶養控除 復活先送り 14年以降へ 財源捻出に時間」『朝日新聞』2012.12.28.

⁴³ 「たばこ増税見送り 税制改正自民素案 ゴルフ場利用税存続」『日本経済新聞』2013.1.15, 夕刊。原油の課税軽減措置や日本航空等公的支援を受けた企業への優遇措置等も結論が先送りされている。「予算にらみ早期決着」『産経新聞』2013.1.25.

Ⅲ 論評と今後の論点

1 論評

(1) 与党大綱に対する論評

与党大綱については、全体として消費税増税に向けた環境整備の色彩が濃いとされる。消費税増税による逆進性対策として高所得者層へ増税される一方、消費税増税の負担軽減を図るために住宅ローン減税制度の拡充・延長等がなされ、また今後の景気に配慮して研究開発税制の拡充など企業向けに減税措置がとられた。

高所得者層への課税強化については、資産を持つ人への応分の負担を求める相続税増税はやむを得ないものの、所得税増税については勤労や起業の意欲を削ぎかねないとの意見がある⁴⁴。また、法人減税については、国内での設備投資の意欲を高めることで経済の底上げや産業競争力の強化を図ろうとする点が評価されているものの、バラマキ的な印象が否めず今後の成長戦略との合わせ技でこそ減税も効果が発揮されるという論評がある⁴⁵。

政権交代により税制改正の議論は、党税調及び与党税制協議会を中心に進められることとなった。党内で民主的なプロセスを経ているとされるものの、税制改正を決定する党税調には国会での説明責任がないことや議論の経過が不透明であることを問題とする意見もみられた⁴⁶。

(2) 我が国税制に対する論評

与党大綱の決定を踏まえ、我が国税制に対し、次のような意見もみられた。すなわち、所得税における課税ベースの著しい浸食により所得再分配機能や財源調達機能が低下しており、各種控除の廃止や縮減による課税ベースの拡大も急務である⁴⁷。また、産業空洞化が進む我が国において、海外資本を呼び込み雇用拡大へとつなげるには、法人税の実効税率の引下げが不可欠とされ、今後どのように引き下げていくのか、その是非を含めて道筋を探る必要がある⁴⁸。

2 今後の論点

(1) 消費税増税時の低所得者対策

今回の税制改正の議論の中で、消費税増税時の低所得者対策として公明党を中心に軽減税率の早期導入を求める声があった。自民党は、一定の理解を示したものの、平成 26 年 4 月の消費税率 8% 引上げ時の導入を見送った⁴⁹。与党大綱では、平成 27 年 10 月の消費税率 10% 引上げ時での軽減税率制度の導入を目指し、対象、品目、軽減する消費税率、財源

⁴⁴ 「社説 小手先の税制改正にとどまっていないか」『日本経済新聞』2013.1.25.

⁴⁵ 熊谷亮丸「増税前の「あめ玉」目立つ」『東京新聞』2013.1.25; 河野龍太郎「投資促す減税は評価」『読売新聞』2013.1.25; 山田久「減税バラマキ効果不明」『毎日新聞』2012.1.25.

⁴⁶ 池上岳彦「政策の一貫性見られず」『産経新聞』2013.1.25; 森信茂樹「論点 政府と党 責任明確に」『読売新聞』2013.1.29.

⁴⁷ 佐藤主光「税制改正大綱 残された課題(上) 所得税、「広く薄い課税」に」『日本経済新聞』2013.1.31; 佐藤主光「ポスト「税と社会保障の一体改革」所得課税の再構築が急務」『エコノミスト』90(35), 2012.8.14・21, pp.44-48; 神野直彦「社会保障充実へ所得税見直しを」『朝日新聞』2013.1.25.

⁴⁸ 翁百合「企業支援の姿勢が明確」『産経新聞』2013.1.25; 土居丈朗「税制改正大綱 残された課題(下)法人課税下げ、道筋早期に」『日本経済新聞』2013.2.1; 森信茂樹「税制改革、分配・成長両立を」『日本経済新聞』2013.1.15.

⁴⁹ 「消費税の軽減税率 10%時の導入目指す」『日本経済新聞』2013.1.25.

の確保、インボイス制度の整備等についての協議を行い、平成 26 年度の与党税制改正決定時までに関係者の理解を得た上で結論を得るとしている（大綱, p.7）。なお、消費税における軽減税率の導入については、消費税制が複雑となって対象品目や税額計算で混乱を招いたり中小企業に更なる負担増を強いたりすることを懸念する研究者や業界の声もある⁵⁰。

また、消費税増税関連 2 法において暫定的な措置とされた簡素な給付措置については、財源確保にも配慮しながら、平成 26 年度予算の編成時に給付対象や規模といった具体的な内容が検討される見込みである⁵¹。

（２）その他

与党大綱では、検討事項として、日本版 ISA において非課税対象となる金融商品を拡大すること、事業再生に際して公的支援を受けた企業に対する課税のあり方、消費税における医療機関の仕入税額の負担などの医療に係る税制のあり方等が挙げられている（大綱, pp.90-92）。

その他、税制改正において今後見込まれる論点として、①インボイス制度など軽減税率の導入に必要な各制度の設計、②廃止を決定した自動車取得税の代替財源の確保、③住宅購入支援策となる適切な給付の規模や財源、④社会保障と税の共通番号制度（マイナンバー制度）の導入の是非の検討⁵²、⑤所得税の所得再分配機能や財源調達機能の回復、⑥法人実効税率の引下げの是非の検討、⑦党税調・行政府・専門家等による税制改正の議論のあり方等が挙げられよう。

おわりに

我が国の社会保障制度については、効率化などの観点で議論の余地があるものの、平成 24 年の消費税増税関連 2 法の成立により財政の持続可能性の回復へと一歩踏み出したといえる。しかし、経済の活性化と所得再分配機能の回復という 2 つの課題の達成に向け、我が国税制には多様な意見がみられる。今後、公平・中立・簡素という租税の原則の下、時代に即したよりよい税体系に向けて議論を進めていく必要があるだろう。

⁵⁰ 橋本恭之「わが国が採用すべきなのは、給付付き税額控除か？複数税率化か？ 逆進性対策の再検討」『税研』28 (5), 2013.1, pp.51-58; 「経済界 軽減税率に慎重論」『朝日新聞』2013.1.25.

⁵¹ 「低所得層に現金給付 消費税 8%時 軽減税率見送り」『日本経済新聞』2013.1.17.

⁵² 平成 25 年 3 月上旬、第 183 回国会に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（仮称）」等が提出される予定である。

表 A

平成25年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位:億円)

改正事項	平年度	初年度
1. 個人所得課税		
(1) 所得税の最高税率の見直し	590	-
(2) 少額上場株式等に係る配当所得等の非課税措置の拡充※	▲ 80	-
(3) 住宅税制		
① 住宅ローン減税の拡充	▲ 570	-
② 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の拡充	▲ 150	-
小計	▲ 720	-
(4) 社会保険診療報酬の所得計算の特例の見直し	10	-
個人所得課税 計	▲ 180	-
2. 資産課税		
(1) 相続税・贈与税		
① 相続税の基礎控除の見直し	2,570	-
② 相続税の税率構造の見直し	210	-
③ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し	▲ 130	-
④ 未成年者控除及び障害者控除の引上げ	▲ 30	-
⑤ 贈与税の税率構造の緩和	▲ 10	-
⑥ 相続時精算課税制度の適用要件の見直し	▲ 110	-
⑦ 事業承継税制の見直し	▲ 80	-
小計	2,420	-
(2) その他		
① 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例の拡充	▲ 200	-
② 金銭又は有価証券の受取書に係る印紙税の免税点引上げ	▲ 160	-
③ 電子申請による登記に係る登録免許税の特例の見直し	40	40
小計	▲ 320	40
資産課税 計	2,100	40
3. 法人課税		
(1) 国内設備投資を促進するための税制措置の創設※	▲ 1,050	▲ 1,000
(2) 企業による雇用・労働分配(給与等支給)を拡大するための税制措置の創設※	▲ 1,050	▲ 630
(3) 商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等の支援税制の創設※	▲ 190	▲ 140
(4) 研究開発税制の拡充※	▲ 580	▲ 450
(5) 環境関連投資促進税制の拡充※	▲ 20	▲ 20
(6) 雇用促進税制の拡充※	▲ 30	▲ 20
(7) 交際費等の損金不算入制度の見直し※	▲ 350	▲ 110
(8) 保険会社等の異常危険準備金制度の特例積立率の見直し	▲ 20	▲ 20
(9) トン数標準税制の拡充	▲ 30	▲ 10
法人課税 計	▲ 3,320	▲ 2,400
4. 納税環境整備		
延滞税等の見直し	▲ 120	0
合 計	▲ 1,520	▲ 2,360

(備考) 1. 上場株式等に係る配当等の7%軽減税率の適用期限(平成25年12月31日)が到来した後の本則税率(15%)適用に伴う増収見込額(平年度)は1,710億円である。

2. 住宅ローン減税の拡充による平年度減収見込額は、平成26年から平成29年までの居住分について改正後の制度を適用した場合の減収見込額の平均と、改正前の制度(平成25年中に居住の用に供する場合に適用される制度)を適用した場合の減収見込額との差額を計上している。

3. ※は「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に係る項目であり、減収見込額は、平年度▲3,330億円、初年度▲2,370億円である。

(出典)『平成25年度税制改正の大綱』(平成25年1月29日閣議決定) p.82. <http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2013/250129taikou.pdf>

表B

平成25年度税制改正による事項別増減収見込額（地方税）

（単位：億円）

改正事項	初年度			平年度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税 住宅ローン控除の拡充				△ 167	△ 251	△ 418
				△ 167	△ 251	△ 418
2 法人事業税 日本政策投資銀行に係る資本割の特例措置の廃止				1		1
				1		1
3 自動車取得税 先進安全自動車（ASV）に係る課税標準の特例措置の拡充	△ 1		△ 1	△ 1		△ 1
	△ 1		△ 1	△ 1		△ 1
4 固定資産税		15	15		11	11
(1) コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の創設					△ 1	△ 1
(2) 首都直下地震・南海トラフ地震に備えた駅、路線の耐震補強工事により取得した償却資産に係る課税標準の特例措置の創設					△ 4	△ 4
(3) 日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減		15	15		15	15
(4) その他					1	1
5 事業所税 木材取引市場又は製材等の加工業者若しくは木材の販売業者の事業用木材保管施設の資産割に係る課税標準の特例措置の拡充		△ 1	△ 1		△ 1	△ 1
		△ 1	△ 1		△ 1	△ 1
6 都市計画税 日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減		2	2		2	2
		2	2		2	2
7 納税環境整備 延滞金等の見直し				△ 67	△ 108	△ 175
				△ 67	△ 108	△ 175
合計	△ 1	16	15	△ 234	△ 347	△ 581
国税の税制改正に伴うもの	△ 47	△ 33	△ 80	△ 340	△ 252	△ 592
個人住民税				△ 7	△ 11	△ 18
法人住民税	△ 14	△ 33	△ 47	△ 98	△ 241	△ 339
法人事業税	△ 33		△ 33	△ 235		△ 235
再計	△ 48	△ 17	△ 65	△ 574	△ 599	△ 1,173
地方譲与税						
地方法人特別譲与税	△ 30		△ 30	△ 219		△ 219
再々計 （地方法人特別譲与税を含む合計）	△ 78	△ 17	△ 95	△ 793	△ 599	△ 1,392

（備考）1. 上場株式等に係る配当等の3%軽減税率の適用期限（平成25年12月31日）が到来した後の本則税率（5%）適用に伴う増収見込額（平年度）は430億円である。

2. 個人住民税の住宅ローン控除の拡充による平年度減収見込額は、平成26年から29年までの居住分について改正後の制度を適用した場合の減収見込額の平均と、改正前の制度（平成25年中に居住の用に供する場合に適用される制度）を適用した場合の減収見込額との差額を計上している。

3. 表中における計数は、1億円未満を四捨五入している。

（出典）『平成25年度税制改正の大綱』（平成25年1月29日閣議決定）p.83. <http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2013/250129taikou.pdf>